

令和5年度ダイオキシン類測定結果

(1) 環境中のダイオキシン類測定

ア 大気環境

一般環境15地点で年4回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点		濃 度 (pg-TEQ/m ³)	
			年平均値	範 囲
	環 境 基 準 (年 平 均 値)		0.6	
大 気 (一般環境)	1	左京測定局 (京都市)	0.0077	0.0067~0.0085
	2	京都市役所測定局 (京都市)	0.0091	0.0072~0.011
	3	自排山科測定局 (京都市)	0.0097	0.0080~0.012
	4	生活環境美化センター (京都市)	0.011	0.0091~0.012
	5	宇多野小学校 (京都市)	0.0084	0.0068~0.0098
	6	西京区役所保健福祉センター 一別館 (京都市)	0.0076	0.0068~0.0086
	7	醍醐測定局 (京都市)	0.0088	0.0068~0.011
	8	伏見区役所 (京都市)	0.011	0.0090~0.013
	9	久我測定局 (京都市)	0.010	0.0089~0.012
	10	宇治測定局 (宇治市)	0.012	0.0090~0.013
	11	久御山測定局 (久御山町)	0.018	0.013~0.027
	12	精華測定局 (精華町)	0.011	0.0082~0.014
	13	亀岡測定局 (亀岡市)	0.0096	0.0068~0.015
	14	福知山測定局 (福知山市)	0.0069	0.0067~0.0074
	15	東舞鶴測定局 (舞鶴市)	0.0068	0.0067~0.0069

イ 水質環境

公共用水域48地点の水質、公共用水域20地点の水底の底質、20地点の地下水について、年1回（京都市内の河川水質は年2回）の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

公共用水域の水質及び水底の底質のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	底質濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1	150
河川	1	鴨川高橋（京都市）	0.017	0.27
	2	鴨川出町橋（京都市）	0.023	0.48
	3	鴨川三条大橋（京都市）	0.028	0.19
	4	鴨川京川橋（京都市）	0.041	0.43
	5	西高瀬川上河原橋（京都市）	0.043	1.7
	6	高野川三宅橋（京都市）	0.018	0.17
	7	高野川河合橋（京都市）	0.024	0.17
	8	弓削川寺田橋（京都市）	0.032	0.20
	9	有栖川梅津新橋（京都市）	0.18	0.87
	10	天神川西京極橋（京都市）※※	0.041	0.26
	11	清滝川落合橋（京都市）	0.027	0.28
	12	小畑川京都市長岡京市境界点（京都市）	0.044	0.30
	13	山科川新六地蔵橋（京都市）	0.037	1.2
	14	小畑川小畑橋（大山崎町）	0.041	—
	15	大谷川二ノ橋（八幡市）	0.96	—
	16	田原川螢橋（宇治田原町）	0.055	—
	17	和束川菜切橋（木津川市）	0.041	0.17
	18	犬飼川並河橋（亀岡市）	0.17	—
	19	由良川安野橋（南丹市）	0.031	—
	20	棚野川和泉大橋（南丹市）	0.031	—
	21	園部川神田橋（南丹市）	0.17	—
	22	高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.091	—
	23	由良川山家橋（綾部市）	0.036	—
	24	上林川五郎橋（綾部市）	0.032	—
	25	八田川八田川橋（綾部市）	0.066	—
	26	犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
	27	牧川天津橋（福知山市）	0.032	—
	28	宮川宮川橋（福知山市）	0.033	—
	29	伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.031	—
	30	河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.038	—
	31	大手川京口橋（宮津市）	0.051	—
	32	野田川六反田橋（与謝野町）	0.060	0.14
	33	野田川堂谷橋（与謝野町）	0.15	0.17
	34	福田川新川橋（京丹後市）	0.15	—
	35	竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.098	—
	36	宇川宇川橋（京丹後市）	0.034	—
	37	佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.075	—
海域	38	舞鶴湾キギノ鼻地先（舞鶴市）	0.030	4.7
	39	舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.031	3.5
	40	舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.030	3.2
	41	舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.030	2.5
	42	宮津湾江尻地先（宮津市）	0.030	—
	43	宮津湾島埼地先（宮津市）	0.031	—
	44	阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.034	—
	45	阿蘇海中央部（宮津市）	0.062	—
	46	阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.034	—
	47	久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.034	—
	48	久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.037	—

※ 京都市内の河川に係る水質濃度は年2回分の平均値を掲載しています。

※※委託業者が西京極橋での採取が困難と判断したため上流の西万寿寺橋で採取

地下水中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)
	環境基準		1	11	向日市	0.029
一般環境	1	京都市上京区	0.015	12	宇治市	0.029
	2	京都市左京区	0.015	13	宇治市	0.029
	3	京都市山科区	0.043	14	笠置町	0.029
	4	京都市下京区	0.016	15	南山城村	0.029
	5	京都市南区	0.017	16	綾部市	0.030
	6	京都市右京区	0.015	17	綾部市	0.029
	7	京都市右京区	0.017	18	福知山市	0.029
	8	京都市西京区	0.015	19	福知山市	0.11
	9	京都市伏見区	0.017	20	京丹後市	0.030
	10	京都市伏見区	0.015			

ウ 土壌環境

土壌 19 地点で年 1 回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

土壌中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1,000	10	京都市右京区	3.1
一般環境	1	京都市北区	0.32	11	京都市西京区	0.095
	2	京都市上京区	0.0022	12	京都市伏見区	0.0024
	3	京都市左京区	0.45	13	京都市伏見区	1.2
	4	京都市中京区	0.015	14	京都市伏見区	0.0050
	5	京都市東山区	0.27	15	長岡京市	3.2
	6	京都市山科区	0.48	16	宇治市	0.090
	7	京都市下京区	0.046	17	八幡市	0.25
	8	京都市南区	0.0081	18	木津川市	0.0062
	9	京都市右京区	0.079	19	京丹波町	0.018

(2) 発生源のダイオキシン類測定

ア 府の行政検査

府がダイオキシン類対策特別措置法対象の事業場の一部（4事業場）に立入検査を行い、廃棄物焼却炉等の排出ガス測定を実施したところ、全ての施設で基準値を下回っていた。（調査時期：令和5年11月～令和6年2月）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	事 業 場 名		測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)
廃棄物焼却炉 等の排出ガス	新設	喜楽鉱業(株) 京都工場	0.000092	0.1
	既設	るり溪開発(株)	0.062	10
	新設	(有)鳥功産業 夜久野農場	0.56	5
	新設	(株)伊藤工務店 自己処分場	0.015	5

(注) 1 新設施設とは法施行（平成12年1月15日）以降に設置された施設をいう。

2 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

イ 事業者による自主測定

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、施設設置者から報告のあった自主測定の結果は、次のとおりであった。

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数		測定結果 (ng-EQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)
廃棄物焼却炉等の排出ガス	新設 (注1)	34施設	0 ~ 1.3	0.1 ~ 5
	既設 (注1)	28施設	0.000002 ~ 0.74	1 ~ 10

ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (ng-TEQ/g)	特管該当値 (ng-TEQ/g) (注2)
廃棄物焼却炉のばいじん	52施設	0 ~ 1.4	3
廃棄物焼却炉の燃え殻	56施設	0 ~ 0.072	

排水中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)
排水水（水質基準適用事業場） (注3)	10施設	0.000022～ 0.027	10

(注) 1 新設施設とは法施行（平成 12 年 1 月 15 日）以降に設置された施設であり、既設施設とは法施行前に設置された施設をいう。なお、既設施設であっても廃棄物焼却炉の中には新設施設の排ガス基準が適用される施設があることから、これらについては新設施設として計上している。

2 ばいじん、燃え殻については、3 ng-TEQ/g を超えると特別管理廃棄物（特管）となる。

3 水質基準適用事業場とは、事業場内に焼却炉の排ガス洗浄施設や下水道終末処理施設等を設置している事業場をいう。

4 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

(ア) 測定実施状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設設置者による年 1 回以上のダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、令和 5 年度中、府内（京都市を除く。）においては、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）は 62 施設、水質基準適用施設は 10 施設がその対象となり、全ての施設から報告があった。

そのうち 1 施設については、令和 6 年度に入り測定された。

なお、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）については休止中のものが 14 施設、水質基準適用施設については排水の循環使用等により事業場からの排水がないものが 14 施設及び休止中のものが 1 施設あり、これらは測定義務の対象外となった。

(イ) 測定結果

排出ガス中のダイオキシン類濃度については、測定を実施した 62 施設全てが基準値を下回っていた。集じん機で集められたばいじん及び燃え殻の測定結果について、全ての施設が特別管理廃棄物該当値を下回っていた。また、排水水の測定結果については、10 施設全てで基準値を下回っていた。

【参 考】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラ-PCB) を含めて、ダイオキシン類と呼ぶ。

化学構造としては、ベンゼン環2つが結合し、それに塩素が付いた形をしているが、塩素の付く数やその位置などにより、多くの異性体が存在する。

○TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD (4塩化のPCDD) の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を算出し、それを足し合わせた値 (毒性等量=TEQ) で表す。

○ダイオキシン類の単位

ダイオキシン類については、極微量物質であるため、通常、pg (ピコグラム) や ng (ナノグラム) といった、微量単位を表す記号を付けて表す。

例えば、水1リットル中のダイオキシン類は○○pg-TEQ/L、ばいじん1g中のダイオキシン類は○○ng-TEQ/gといったように表す。

g (グラム)

mg (ミリグラム) = 千分の1グラム

μg (マイクログラム) = 100万分の1グラム

ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム

pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和5年度測定分)

大気基準適用施設(廃棄物焼却炉等)

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値	ダイオキシン類測定結果					
			適用基準値 (ng-TEQ/m ³)	排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m ³)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(28年度新設)	R5.5.18	0	集じんなし		排出なし	
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(30年度新設)	R5.6.20	0.0000021	①R5.6.8 ②R6.11.6	①0 ②0	①R5.6.8 ②R6.11.6	①0 ②0
3	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	R5.11.9	0.000086	R5.11.9	0.86	R5.11.9	0.0029
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	R5.12.9	0.00014	上記と混合排出		R5.12.9	0.0065
5	乙訓環境衛生組合	大山崎町	1(※)	R6.1.17	0.0064			R6.1.17	0.067
6	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5(13年度新設)	休止中					
7	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.0001 ②0.00000087	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.11 ②0.060	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.00027 ②0
8	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①R5.7.21 ②R6.1.10	①0.00012 ②0.000088	1,2号炉共通		①R5.7.21 ②R6.1.10	①0 ②0.000090
9	互応化学工業(株)	宇治市	10	R5.11.20	0.0000021	R5.11.20	0	排出なし	
10	(株)微生物化学研究所	宇治市	5(14年度新設)	R6.2.16	0.025	R6.2.20	0.051	R6.2.20	0
11	(株)越智組	宇治市	5(15年度新設)	R5.11.7	0.015	R5.11.9	0.00000039	R5.11.9	0.0000001
12	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	10	R5.6.27	0.21	集じんなし		R5.6.28	0.00023
13	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	R5.7.3	0.000027	R5.7.3	0.15	R5.7.3	0.0015
14	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	R5.7.3	0.000041	1,2号炉共通		R5.7.3	0.0030
15	京都府山城家畜保健衛生所	城陽市	10	休止中					
16	ホリモク(株)	城陽市	10	R6.2.9	0.020	R6.2.14	0	R6.2.14	0
17	(有)石井工務店	城陽市	5(15年度新設)	R6.3.13	0.30	R6.3.14	0.085	R6.3.14	0.049
18	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	5	R5.11.23	0.74	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
19	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(12年度新設)	R5.11.23	0.33	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
20	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(15年度新設)	R5.11.23	0.0037	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
21	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市	10	休止中					
22	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10	R5.8.31	0.00022	R5.8.31	0.8	R5.8.31	0.013
23	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10	2炉同時稼働		上記と混合排出		上記と混合排出	
24	京田辺市環境衛生センター緑泉園	京田辺市	10	休止中					
25	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.083 ②0.036	①R5.6.24 ②R5.12.2	①1.4 ②0.58	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.0066 ②0.0015
26	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①R5.6.24 ②R5.12.2	①0.035 ②0.096	①R5.6.24 ②R5.12.2	①1.1 ②0.84	上記と混合排出	
27	(株)伊藤工務店自己処分場	宇治田原町	5(12年度新設)	R6.4.17	0.097	R6.4.18	0	R6.4.18	0
28	中建(株)	宇治田原町	5(14年度新設)	R5.11.14	0.13	R5.11.14	0.00000036	R5.11.14	0

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値 適用基準値 (ng-TEQ/m ³)	ダイオキシン類測定結果					
				排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m ³)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
29	藤原建設(株)山城支店	木津川市	10	R6.2.26	0.076	R6.3.18	0.89	R6.2.26	0.0029
30	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	R5.12.25	0.000039	R5.11.2	1.0	R5.12.22	0.000094
31	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	R5.12.22	0.0086	上記と混合排出		R5.12.22	0.000058
32	相楽東部クリーンセンター	和束町	10	休止中					
33	相楽東部クリーンセンター	和束町	10	休止中					
34	(株)イング	亀岡市	10	休止中					
35	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R6.1.9	0.0035	①R5.6.14 ②R5.7.5 ③R5.8.3 ④R10.10 ⑤R5.12.8 ⑥R6.1.9	①0.14 ②0.074 ③0.082 ④0.016 ⑤0.023 ⑥0.080	①R5.12.8 ②R6.1.9	①0.00075 ②0.00090
36	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R6.1.9	0.0011	上記と混合排出		上記と混合排出	
37	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	R5.12.8	0.000074	上記と混合排出		上記と混合排出	
38	(株)ダイフジ	亀岡市	5(14年度新設)	R5.12.15	0.0034	R6.1.16	0.0071	R5.12.16	0.0046
39	サカエ産業 リサイクルセンター	亀岡市	5(22年度新設)	R5.12.18	0.024	R5.12.18	0.094	R5.12.18	0.072
40	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
41	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
42	京都府南丹家畜保健衛生所	南丹市	5(30年度新設)	R6.2.2	0.10	R6.2.2	0.036	R6.2.2	0
43	船井郡衛生管理組合畜産焼却施設	南丹市	10	R5.6.21	0.021	集じんなし		R5.6.21	0.000016
44	るり溪開発(株)	南丹市	10	休止中					
45	船井衛生管理組合京都中部クリーンセンターし尿処理施設	南丹市	5(※)	R5.12.14	0.000068	R5.12.14	0	R5.12.14	0
46	福知山終末処理場	福知山市	1(※)	R5.5.8	0.004	混合灰として排出→		R5.5.8	0.00000036
47	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①R5.7.19 ②R6.2.14	①0.0042 ②0.0000010	①R5.7.19 ②R6.2.13	①0.075 ②0.052	①R5.7.19 ②R6.2.13	①0.00057 ②0
48	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.0044 ②0.0084	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.079 ②0.099	①R5.8.24 ②R6.2.13	①0.00053 ②0.000086

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値 適用基準値 (ng-TEQ/m ³)	ダイオキシン類測定結果					
				排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m ³)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
49	共立工業(株)	福知山市	10	R5.11.20	0.18	R5.11.20	0.037	R5.11.20	0
50	三栄プロイラー販売(株) 夜久野農場	福知山市	5(16年度新設)	R6.2.26	0.040	R6.2.28	0.00035	R6.2.28	0.00000066
51	三栄プロイラー販売(株) 川合農場	福知山市	5(17年度新設)	R6.2.5	0.0000073	R6.2.5	0.24	R6.2.5	0.0000011
52	京都府中丹家畜保健衛生所	福知山市	5(R2年度新設)	R6.2.5	0.0000073	R6.2.5	0.24	R6.2.5	0.0000011
53	(株)但馬どり 福知山農場	福知山市	5(19年度新設)	R5.11.15	0.84	R5.11.15	0.029	R5.11.15	0.00000016
54	(有)鳥功産業 夜久野農場	福知山市	5(21年度新設)	R5.11.9	1.3	R5.11.9	0.092	R5.11.9	0.00000025
55	中丹地域有害鳥獣処理施設	福知山市	5(26年度新設)	①R5.11.28 ②R6.1.11	①0.0054 ②0.0075	R5.11.29	0	R5.11.29	0
56	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	R5.6.8	0.0093	R5.6.8	0.9	R5.6.8	0.000062
57	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
58	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
59	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
60	(株)日海商事焼却場	舞鶴市	5(14年度新設)	休止中					
61	綾部市衛生公苑	綾部市	10	R5.5.17	0.019	R5.5.17	0	R5.5.17	0
62	綾部紡績(株)	綾部市	10	R6.3.27	0.18	R6.3.27	0.0029	R6.3.27	0
63	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(12年度新設)	休止中					
64	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(14年度新設)	R5.10.16	0.0093	集じんなし		R5.10.17	0
65	喜楽鋳業(株) 京都工場	綾部市	0.1(30年度新設)	①R5.7.7 ②R6.1.12	①0.0016 ②0.000049	R5.12.13	0.050	R5.12.13	0.000011
66	宮津市し尿処理施設	宮津市	10	R5.11.9	0.049	混合灰として排出→		R5.11.9	0.00000084
67	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町	5(28年度新設)	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.031 ②0.015 ③0.0045 ④0.029	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.21 ②0.19 ③0.31 ④0.21	①R5.4.28 ②R5.7.7 ③R5.10.3 ④R6.1.12	①0.039 ②0.0037 ③0.0068 ④0.0076
68	京丹後市網野衛生センター	京丹後市	10	R5.4.26	0.013	R5.5.11	0	R5.5.11	0
69	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	R5.11.30	0.00012	R5.7.29	0.015	R5.9.16	0.066
70	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	R5.10.16	0.0017	上記と混合排出		上記と混合排出	
71	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	R5.11.30	0.00029	上記と混合排出		R5.9.16	0.0085
72	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	R5.10.16	0	上記と混合排出		上記と混合排出	
73	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	R5.4.27	0.000063	R5.5.1	0	R5.5.1	0.000052
74	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
75	山川産業(株)掛津事業所(鉱山保安法関係)	京丹後市	1	R5.10.11	0	R5.10.11	0	排出なし	
76	京都府丹後家畜保健衛生所	与謝野町	10	R6.1.30	0.024	集じんなし		R6.1.30	0

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和5年度測定分)

水質基準適用事業場

番号	事業場名	所在地	水質基準対象施設				ダイオキシン類測定結果	
			施設				排水	
			施行令別表第2第2項 (アセチレン洗浄施設)	施行令別表第2第15項 (焼却炉の廃ガス洗浄施設) (焼却炉の湿式集じん施設) (汚水を排出する灰貯留施設)	別表第2第16項 (廃PCB等の分解施設) (PCB汚染物等の洗浄施設等)	別表第2第18項 (下水道終末処理施設)	試料採取日	濃度 (pg-TEQ/L)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○			R5.6.20	0.000087
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市				○		
3	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○				
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町		○			循環使用で場外排出なし	
5	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
6	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
7	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
8	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○			R5.11.14	0.000022
9	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
10	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市		○			休止中	
12	木津川流域下水道洛南浄化センター	八幡市				○	①R5.6.27 ②R5.11.16	①0.027 ②0.000033
13	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
14	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
15	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
16	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
17	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
18	高圧ガス工業(株)京都工場	京田辺市	○				循環使用で場外排出なし	
19	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
20	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
21	相楽東部クリーンセンター	和束町		○			循環使用で場外排出なし	
22	福知山終末処理場	福知山市		○			R5.5.8	0.00043
23	福知山終末処理場	福知山市				○		
24	宮津市し尿処理施設	宮津市		○			R5.11.9	0.000075
25	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町		○			循環使用で場外排出なし	